



岡崎市公告第 30 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記 1 及び 2 のとおり経営管理権集積計画を定めた。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記 3 に記載の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 17 日

岡崎市長 中 根 康 浩



記

1 経営管理権の存続期間

令和 3 年 3 月 17 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

2 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 ha
集 2 - 16	岡崎市鷓鴣町字南原山 1 番 37	1182 ハ	山林	0.13 (0.33)
	岡崎市鷓鴣町字南原山 1 番 77	1182 ハ	山林	0.20 (0.19)

面積 上段登記簿面積・下段括弧実測面積

3 縦覧場所

岡崎市役所経済振興部森林課（額田支所 2 階）

岡崎市のホームページ

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1565/1630/p026744.html>